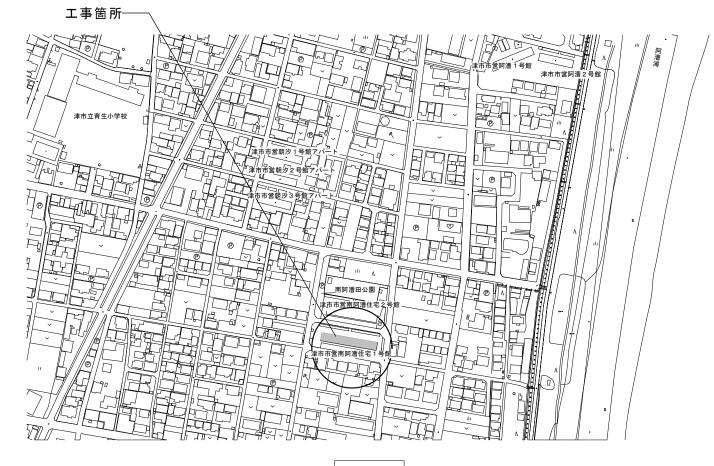
☑ : 工事箇所を示す。



位置図

特記事項

(工事概要)

- 防水改修工事
- ・外壁改修工事
- ・塗装改修工事 ・電気設備工事

(施工条件)

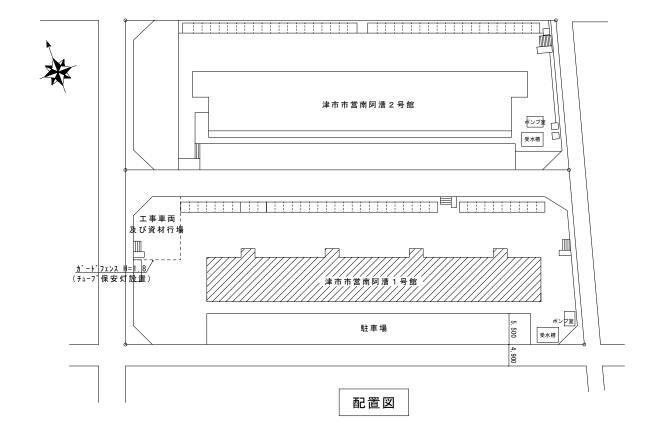
- ・当工事場所は市営住宅であり、入居者が生活しているため、入居者に対する安全対策、プライバシー、騒音及び塗料の飛散等には十分注意 するとともに、玄関ドア塗装工事による入室及び各工程については、管理人、入居者と十分に打合せをし、的確に連絡を行うこと。また、 必要と思われる仮設については請負者の負担において行うこと。
- ・工事対象物又は既設建物に損害を与えた場合は、請負者の負担、責任において速やかに復旧するとともに、市監督員に報告すること。
- ・工事における施工計画書、材料承認及び各種関係書類等(調査報告書等)はその部分の工事に着手するまでに監督員の承諾を受けること。
- ・使用材料について、その部分の工事に着手するまでに、監督員による数量及び材料の検収を受けること。
- ・毎日の作業終了時には、工事対象建築物の内外を清掃し、念入りな後片付けを行い、工事区域の整理整頓につとめること。
- ・工事に際して、作業の支障となる既設物は、一時取外しのうえ復旧すること。
- ・工事用電力及び用水については請負業者負担とする。
- ・工事車両構内進入ルート、駐車場及び材料置場については、当課と協議のうえ決定する。
- ・大型車両進入時には誘導員を配置し、通行人及び敷地周囲の安全確保に配慮すること。
- ・工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。
- ・外部足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省 平成21年4月)により、設置については同ガイドライン に基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、 または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。
- ・テレビ放送用パラボナアンテナ (5ヶ所) については、一時取り外しを行い、テレビ放送が中断されないよう仮設し、作業に着手すること。 また工事後において本設復旧すること。
- ・設計図書に明記がなくとも、機能上及び構造上当然必要と認められるものは本工事に含む。なお、内訳書の数量は参考とする。

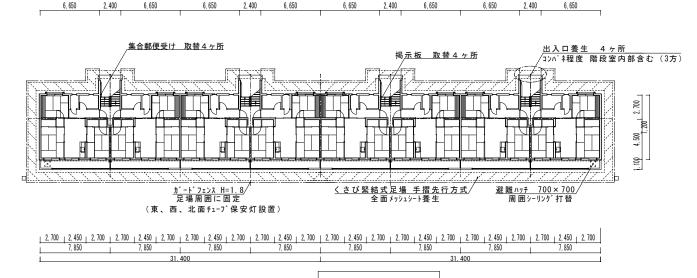
(適用基準)

- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書 建築工事編・電気設備工事編(最新版)
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書 建築工事編・電気設備工事編(最新版)
- ・その他関係法令

(解体撤去処分)

- ・当工事により発生する廃材は、産業廃棄物となるため関係法令により適切に処理すること。
- また、工事完了後、速やかにマニフェスト等の写しを市監督員に提出すること。
- ・近隣に対し騒音・振動・粉塵等を配慮した施工を行うこと。





平面図S=1/300

原図: A2

